

社長のためのお勉強

平成30年10月1日

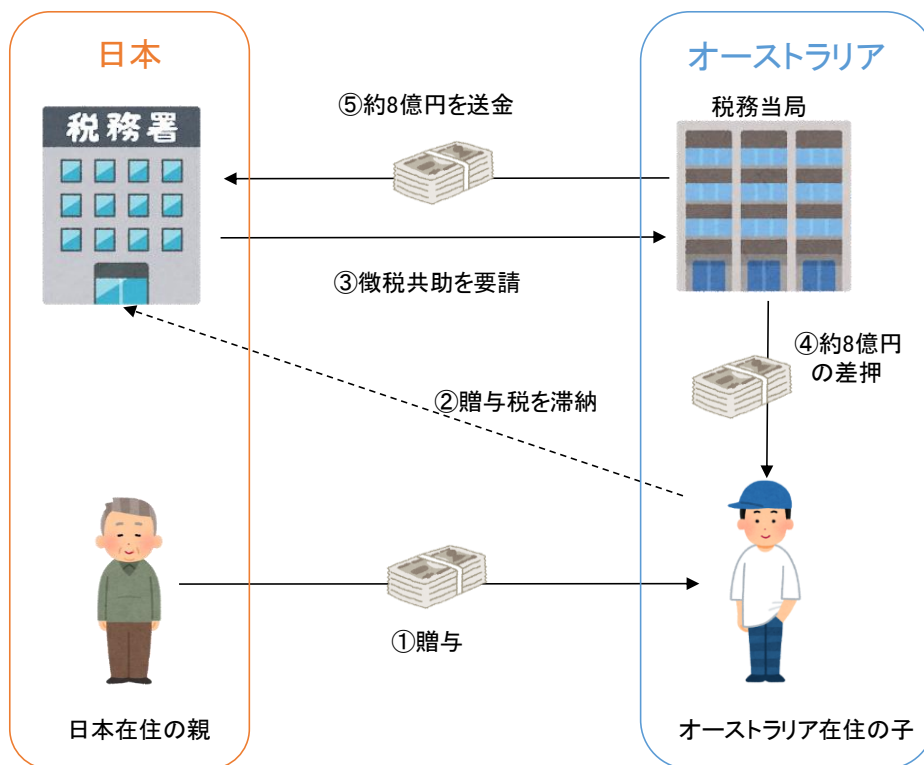
〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

国税局と海外税務当局との協力事例

東京国税局がオーストラリアの税務当局に租税条約に基づく徴収共助を要請し、日本で贈与税を滞納していた豪州人男性の預金から約8億円を徴収しました。



国外財産から滞納された税金を徴収するのは難しく、国税局が海外の税務当局の協力で億単位の税金を徴収したのは初めてだそうです。

近年、海外の税務当局との協力関係も強化されてきています。

今後こういった事案が増えていくでしょう・・・

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください